

園田学園中学校高等学校 いじめ防止基本方針

日常の取り組み

- ①望ましいクラス集団づくり
 - ・生徒一人ひとりの役割分担がある集団
 - ・認め合い、支え合い、助け合う人間関係がある集団
 - ・人権意識や規範意識が醸成された集団
- ②自己肯定感を備えた生徒の育成
 - ・目標をもった生徒
 - ・他者のことを考えられる生徒
 - ・自信をもった生徒
- ③生徒と教職員の信頼関係
 - ・生徒を共感的に理解できる教職員
 - ・生徒が教職員に相談しやすい環境づくり
- ④教職員間の情報交換
 - ・些細なことでも声を掛け合う教職員集団
 - ・生徒の話題にあふれる教務室

早期発見

- ・教職員の気づき
 - ・他の生徒からの情報
 - ・本人や保護者からの訴え
 - ・定期的調査による
- 等

具体の対処

- ・いじめられた生徒への具体の支援
 - ・いじめた生徒への指導
 - ・いじめた生徒の保護者への助言
 - ・必要に応じ、他の生徒への説明
 - ・再発防止策の提示
- 等

早期対処

※いじめられた生徒側に立つこと

- ・主任、教頭、校長に報告
- ・当該生徒への事情聴取
- ・当該生徒保護者への報告
- ・いじめられた生徒に対する精神的支援
- ・いじめ防止対策委員会による状況把握調査

重大事態の対処

※重大事態の定義

- ・生命、心身、財産への重大な被害が生じた
 - ・相当期間欠席を余儀なくされた
- ・いじめ等防止対策委員会による調査
 - ・いじめられた生徒への具体の支援
 - ・いじめられた生徒及び保護者への情報提供
 - ・理事長への報告
 - ・所轄官庁（兵庫県私学教育課）への報告
 - ・犯罪行為については警察への通報
 - ・いじめた生徒への指導
 - ・いじめた生徒の保護者への助言
 - ・調査結果の分析及び再発防止策の提示
- 等